

都市整備局会計年度任用職員（専門職）

（建設業許可管理事務専門員）募集要項

項目	内容
職名	建設業許可管理事務専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
募集人数	1名
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都都市整備局市街地建築部建設業課 (所在地) 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二庁舎3階南側
職務内容	建設業法に基づく知事許可の決定等に関する事務 ① 建設業許可決定通知に関する資料作成、データ入力業務 ② 建設業許可決定に関する対内・対外的説明 ③ 建設業許可申請書の管理に関する事務 ④ 建設業許可申請書の開示請求に関する事務 ⑤ 課の業務内容に関する電話対応・窓口対応 ⑥ 課の庶務事務補助 ⑦ その他建設業許可、経営事項審査に関する関連業務
応募資格・求められる能力	次の要件をすべて満たすこと。 ① 「建設業法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する知識を有し、建設業許可及び解体工事業者登録事務について対外的に説明できること ② パソコンによる電子メール、情報検索、ワープロソフト、表計算ソフト等を業務において支障なく使えること ③ 電話対応・窓口対応において、丁寧かつ誠実な接遇ができること ④ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができること ⑤ 協調性があり、意欲をもって職務を遂行できること ⑥ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しないこと ⑦ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月16日
勤務時間	8時30分から17時15分まで又は9時00分から17時45分まで ※ 原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上

	やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休業、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 208,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の適用あり (一定の要件を満たした場合)
応募方法等	<p>「会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、次のとおり郵送又は持参してください。申込書は都市整備局ホームページからダウンロードしてください。なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>○ 申込期間 令和7年12月24（水）から令和8年1月9日（金）まで 持参の場合は、上記申込期間の平日9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分を除く) 郵送の場合は、令和8年1月9日（金）17時00分まで必着</p> <p>○ 送り先及び持参場所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局市街地建築部建設業課事務担当 (東京都庁第二本庁舎3階南側)</p>
選考方法等	<p>(1) 第一次選考 書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接（令和8年1月に実施予定）</p> <p>合否については、本人宛郵送又はメールにより通知します。 また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。</p>
問い合わせ	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局市街地建築部建設業課事務担当 古井・高柳 電話 03-5321-1111（内）30-651 03-5388-3351（ダイヤルイン）</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。